

# 京都市中食料品商業

——魚屋と塩屋——

藤田貞一郎

## 解題

ここに、京都市中食料品商業と題して、魚屋と塩屋の史料を紹介する所以は、差し当り二つある。そのひとつは、この研究会の研究題目に従って京都商業慣行の実情を食料品商業について明らかにしたいということ、いまひとつは、食料の自給性を欠いた都市社会における食料品流通機構の展開過程を明らかにしたいという興味があるからである。後者の興味は、いわば個人的なもので

あるが、人間の歴史を見て行くに際して案外重要であると思つてゐる。いや、その歴史が現代に近付けば近付く程、その重要性の度合は高まっていると言つても良い。が、どうしたことか、これを齒牙にもかけないというのが、今日までの歴史学会の大勢となっている。これに嫌らぬものを覚えて、私は食料品流通機構の歴史的展開過程について、いくつかの作業を続けて来た。昭和四十七（一九七二）年に清文堂から出版した『近代生鮮食料品市場の史的研究』は、その中間報告であつた。この食料

品流通機構の諸問題を視角に入れると、賃労働史ひいては日本の資本主義発達史がどのようなものに映るかということについては京都市編『京都の歴史8 古都の近代』

(学芸書林、一九七五年)の第五章第一節の該当箇所(日用品流通構造の変革・商業革命の項、四〇二頁〜四一七頁)、宮本又次編『日本経済史』(青林書院新社、一九七七年)の第四編第四章(農民層の分解と賃労働の形成、二〇四頁〜二二四頁)で私見を表現して置いた。

それはとも角、これまで余り問題とされなかっただけあって、研究の前提となる史料蒐集も未だしの感が深い。以前も論文の中で述べたことであるが、徳川時代の往時三都と称された大阪・京都・江戸のうちでも、京都は食料品商業に関する史料集は、これを全く欠いている。水産物についていえば、大阪には大阪水産物流通史研究会編『資料大阪水産物流通史』(三一書房、一九七一年)・『雑喉場魚市場沿革史』(一九〇四年筆写、一九六八年復刻、大阪水産物流通史研究会)、江戸には『日本橋魚市

場沿革紀要』(一八八九年集成、一九三六年印刷代謄写、横須賀海軍軍需部衣糧研究班)が既にあり、研究の便を与えているにもかかわらず。また、青果物については、大阪には永市壽一『天満市場誌上巻』(天満青物市場、一九二九年)があり、豊富な史料を収載して、後学の者に益する所が大きい。

そうしたことを考えて、私は京都市中の食料品流通機構に関する史料集を試みている。前掲拙著の「補論一 近世京都市中の魚市場」は、その手始めであった。今後とも、題名を京都市中食料品商業として、機会ある毎にこの種の史料集作業を公にしていきたいと念願している。もとより、史料紹介の作業は史料が出て来なければどうしようもない性質のものだから、これからの見通しについては皆目見当がつかない。今の所は、史料集作業を継続して行きたいとの願望にとどまっている。何はともあれ、京都は千年の王城の地といわれるように、日本の都市社会の代表であるだけに、食料品流通機構の歴

史的変遷過程を知るには恰好の対象であることは間違いない。

(史料一)から(史料一二)までは水産物の流通機構に関連するものである。史料の出所は、それぞれに記す如くである。次に必要な限りで、少し説明を加えておく。

(史料一)は京都の生魚市場である三店のひとつ上の店に関するものである。八項あるいは九項さらには一一項の記述より、「上之店恵美寿講」とは上の店の仲買仲間の組織ではないかと思われる。(史料三)は、三店仲買仲間の組織として、生洲仲間が文化一〇(一八一三)年に結成されたことを示している。生洲仲間とは、生簀にいた生きた魚を取扱う専門の仲買仲間ということであろう。生簀の魚を利用するのは料理屋が中心となるであろうと考えられるから、こうした仲間が結成されたということは、京都における料理屋の発展と一定の関連があると考えて良い。そう考えると、文化一〇年という時点は、俗にいう文化、文政期の江戸文化の爛熟時代である

だけに、意味深いものがある。だけでなく、当然と思える時点である。

(史料五)は、鶴印鯉節については、鶴印鯉節直買仲間があり、三店魚問屋へ庭口銭を払って、諸国から直買していたことを明らかにしている。

(史料六)は、魚仲買が、継続的な魚の買請に際して魚問屋に差入れた証文である。一般に、三店の魚問屋に対して三店の魚仲買は、その取引関係を取結ぶに当ってこうした証文を差入れたと思われるが、終屋久吉が買主となっているこの史料はその実例である。現在までの所、管見の限りでは、この種の証文としては、これ以外に報告されたものはない。(史料七)は、錦の店の魚仲買伊予屋又兵衛(現豊田又造家)への奉公人請状である。

(史料一〇)は、株仲間解散以後の明治五(一八七二)年に、はやくも株仲間類似の組織が魚仲買会社という名称のもとに組織されていることが示されており、同業組合問題の前史として興味深いものがある。(史料一二)は、

同業組合準則が施行される以前の同業者の組織の一例として重要な史料である。各条項とも注目に値するが、わけても第一四条、第一五条の傭人についての規定は面白い。近代的な賃労働者ではない、そのあり方がよく示されている。

(史料一三)から(史料一五)までは、塩の流通機構に關連するものである。これらの史料は、いづれも国立国文学研究資料館所蔵の祭魚洞文庫の中に含まれている。

これまで京都の塩屋についての文献には、以下のものがある。(i)岡村秀太郎『京都醬油史蹟』(一九一六年、自費出版)、(ii)鶴本重美『日本食塩販賣史』(一九三八年、全國塩元売捌人組合連合会)、(iii)本庄栄治郎著作集七 三都の研究』(一九七三年、清文堂)の第三章京都の塩屋仲間、(iv)京都市編『京都の歴史6 伝統の定着』(一九七三年、学芸書林)の二九六頁・二九七頁・三〇四頁・三〇五頁・三〇九頁。

が、これらの文献には、今回収載する河原町組に由来

する史料は利用されていない。したがって、この史料を、従来利用されて来たものと共にすれば、さらに塩屋仲間の事情が明らかになるう。

元塩屋株は宝曆一〇(一七六〇)年、他所買塩屋株は宝曆一三(一七六三)年に株立てされ、他所買塩屋は醬油屋・味噌屋など塩を原材料とする業者で、大阪や製塩地からの直買権をもっていたが、問屋たる元塩屋仲間の支配下にあった(前掲『京都の歴史6』三〇五頁)が、今回の河原町組の(史料一三)の中の「天保七年申七月」「河原町組他所買塩屋株中」あての「定」の第四項から「元塩屋株他所買株塩仲ヶ問者一駄」というように、それまでの定法が改められていることがわかる。天保期における他所買塩屋株の地位の上昇がうかがわれる。

なお、地質塩屋仲間とは、塩の小売商の組織する仲間である。

(一九七七年九月十三日)

(史料一) 定

(萬龜樓所藏)

一 上之店惠美壽講中之儀者正徳年中ニ初り定等相極メ有之候處段、猥ニ相成候故、元文中寛保年中右両度ニ相改之処、段、鹿略ニ相成候ニ付、此度惣講中立会古来之通互ニ相勤可申候事。

一 講中之内手代衆中別宅被致右之講中望有之候者、惣行夏立会講中之内老人茂其仁ニ付差構も無之候者講中ニ入可申候。尤御入被成而初ニ東山参会之節御惠美須御酒料貳百疋宛御出シ被成惣講中へ袴ヲ着顔見せ可被成候。尤其節主人方ハ御引合セ被成候事。

一 他所ハ新規ニ右之講中御望有之候者行司元ニ而組々へ御披露被成、其仁ニ付講中之内老人茂構無之候者講中へ入可申候。尤講中へ御入被成而初而東山参会之節御惠美須御懸ケ金子五両宛御出シ可被成候。尤初而参会之節上下ヲ着シ惣講中江顔見セ候節、行司元ハ御引合被成候事。

一 講中之内実子養子手代ニ御譲リ被成候儀者は迄之通ニ

而御座候。若又他所江御譲リ被成候仁有之候者其仁之組中ニ而吟味致、差構無之候ハ、初而東山参会之節御惠美壽御酒料并御肴代とし而銀子壹枚御出シ譲リ主ハ惣講中へ御引合可被成候事。

一 入講相濟候上御講中之衆中ハ勿論主人之得意方へ決而立入致候事不相成候旨急度御守可被成候。若心得違ニ而茂右申合相背候仁有之者、講中座外致市立差止候事。一 得意方魚代銀相滞候ニ付出訴ニ茂可及候ハ、年番行事得与相調随分下ニ而取唆致、其上本人得心無之候ハ、年番奥印ヲ以出訴可致候事。

一 講中之内問屋内外さわたま衆并問屋別れ之衆中又ハ養子其外縁引ケ間敷儀御相談被成候者先行事元江御断被成候而、講中ヲ御除被成候而御相談可被成候。若又御断茂無之候者惣講中ハ除可申候事。

一 老步七之儀者問屋衆中江講中寄之節相对之上ニ而引申被吳候事。

一 四厘引之儀者前以仲間中下方江罷下リ対談之上四厘引

ヲ取申候。此儀惠美須講中計之事。

一古来ノ相定之通仲ケ間小買之儀魚商売被致候講外之衆

中江壳々仕間敷候處、此儀茂近年猥ニ相成候間、互ニ

被仰合吟味之上御壳可被成候。若々御壳被成候儀相聞

候者、講中除可申候事

一問屋直売之儀者相成不申候儀ニ御座候得者、弥無怠ニ

八月ニ当行事ハ可申遣候事

一仲ケ間仕切書出シ違物等ハ相對被成候而不參被成間敷

候事。

一講中之外なる仁有之而其仁ニ付不埒之筋有之候者、講

中之内ノ罷出取持之儀堅可為無用候。若又相背候而世

話等内證ニ而被致候仁有之候者其仁共ニ講中除可申

事。

一講中之内前々ノ相定候通問屋日々書出シ仲ケ間通無油

断取扱被成違物無之様ニ互ニ吟味可被成候事。

一講中之内先々ノ壳先多有之候処、近年ニ至リ壳掛損失

有之候処新規ニ講中之内ノ罷出候而出入仕間敷事。

一二期仕切仲ケ間取替通書出シ之儀ハ先々之通正七月廿

一日切ニ取扱イ可仕候。尤廿五日暮六ツ時限ニ帳面相

仕廻可申候事。

一二期仕切惣講中互ニ取替金錢相場之儀当行事立会而替

相場ヲ聞合相定、組々ニ而行事元ノ御触可被成候事。

一毎年二八月廿日参会之節世上雜説并博奕ケ間敷儀一切

御無用、仮商売之儀ニ而茂沙汰致間鋪候。兎角参会一

通り神妙ニ御勤可被成候事。

一二八月行司算用寄合相勸半季中之寄銀引請并講中之入

用之品帳面ニ写仕払ヲ致、残有銀ヲ勘定仕立、次々行

事衆江御渡可被成候事。

右之通先規ノ相定有之候得共段々猥ニ相成候ニ付、此度

再相改依之当行夏ノ二八月参会之節式法読立惣講中江可

被為聞候。且又式法之儀相背被申候仁有之候ハ、惠美

須講中相除可申候事

明和六年

惠美須講中

丑十一月

行事

(史料二) 一札

(萬龜樓所藏)

一此度御定札ケ条之内仕切ニ至リ代銀相滞候節取扱相払候上、三ケ年之間負引無之趣御定札ニ御座可有処、連判を以御除ケ被下候様御願申上候。乍併仕来リ之通三ケ年と限リ候義ニ者無之、時々之相對を以相互ニ仕来リ之通取扱ひ可致候。為後日為取替證文仍而如件。

右之通相違無御座候。

三店魚問屋行事

安永三年十月廿三日

上之店

石橋屋久右衛門㊦

錦小路

大和屋源右衛門㊦

六条

綿屋 平蔵

㊦

三店仲買中

參

(史料三) 一札

(萬龜樓所藏)

一私共八人もの共此度生洲与相唱仲ケ間相立申度旨御願奉申上候付、魚仲買御年番中御召出差支有無御尋被遊候旨ニ猶又私共江御引合被成下候趣承知仕候。然処私共義者は迄魚仲買仲ケ間之内ニ御座候得者、右躰仲ケ間之義御願申上候已前ニ御談合可致処無其義心得違之段申訳無御座候。仍之右等之義ハ御断申入候処御聞入被下千万忝存候。然ル上者向後左之通御談申上候事。

一右生洲仲ケ間蒙 御免候共私共仲買仲ケ間ハ相離レ不申義ニ付、三店仲ケ買仲間定法者不及申入用出銀等も無滞差出可申候。右之外何事ニ不寄仕来候之義ハ相背申間敷候。勿論私共商売躰之義ニ付而者、魚仲買御年番中江申談萬一御出訴申上候義も御座候ハ、三店仲買御年番中奥印相頼調印之上、付添世上江罷出可申事。一此度私共生洲仲ケ間御願申上候文面之内ニ、私共之外新加入之もの有之候ハ、差加江申度旨認差上候ハ

共、右生洲仲ヶ間ハ私共八人之外ハ新加入致度旨申參

候共一切差加<sup>江</sup>申間敷候事。

右之通相違無御座聊ニ而も相違仕候歎心得違之義有之候

ハ、此一札を以如何様共御取計可被成候。其時一言之

申分等無御座候。為後日仍而如件。

上之店

魚仲買仲間

御年番

石橋屋庄兵衛殿

升屋清兵衛殿

六条店

同断

御年番

河内屋新兵衛殿

和泉屋甚兵衛殿

錦之店

同断

御年番

錦屋宗兵衛殿

升屋伝兵衛殿

右八人惣代

大津屋儀兵衛

美濃屋吉兵衛

㊦

㊦

(史料四)

一札

(萬龜楼所蔵)

一去ル巳年三店仲買衆困窮被申立、諸魚鳥代志貫文代銀



貳匁八分貳厘問屋の荷主方江下ノ銀之内ニ而壹分貳厘

鳥屋六右衛門 ㊦

宛負被吳候様、荷主衆中江問屋の引合致吳候様、各方

六条店

へ御書附被相頼候ニ付、掛合可致様御頼よつて情々引

行事

合致候得共、荷主方承引無之候間、此段申入候處、各

錦屋平兵衛 ㊦

方の御頼ニ付去ル未七月仕切の六ヶ年之間銀高老貫目

上之店仲買

ニ附老匁宛勘弁可致旨ニ対談致置候處、猶又去丑年の

年番 茨木屋宗右衛門殿

来ル卯年迄今三ヶ年之間右老匁宛勘弁致吳候様段々御頼

加番 丹後屋弥兵衛殿

ニよつて、其趣承知致候為。後日為取替一札依而如件。

錦小路店仲買

年番 八幡屋源兵衛殿

加番 平野屋源兵衛殿

三店魚問屋

年寄

六条店仲買

年番 河内屋新兵衛殿

安見又兵衛 ㊦

加番 鮎屋伊三郎殿

上之店

十二月

行事

(史料五) 定

(国立国文学研究資料館所蔵)

文政十三寅年

伊勢屋喜右衛門 ㊦

錦小路店

一鶴印鑿節之儀者三店魚問屋方江往古の庭口銭差出シ諸

行事

國直買仕来候處、去ル丑年御改革ニ付問屋仲ケ間御取

解被仰附候付、無口銭ニ而直売買仕候處、今般文化以

前之通問屋仲ケ間御再興被仰附候付、三店魚問屋方江  
以前之通庭口錢差出シ直買仕候。仍而此度取締印札仲  
ケ間一統相談之上取究相渡シ可申事。

一問屋口錢儀者定日限ニ無相違御持參可被成候事。

一仲ケ間一統外商人江名前貸候儀決而相成不申事。

一素人直買致候もの有候ハ、見当次第得与相札シ惣代  
方江可相届事。

一鶴印纏節員數登リ高改之義者以来尅ケ月限為相伏見表  
荷問屋之内ニ而月行事取極、右行事ハ翌月五日限当仲  
ケ間惣代江持參可仕候趣取極メ候事。

一纏節之儀者仲ケ間定問屋相限其余問屋者勿論外濱江者  
決而相附ケ申間敷候事。

一鶴印纏節伏見附場所之儀者大坂纏座鞆其外諸方共定問  
屋之外附させ申間敷義引合置候事。

一伏見定問屋之内若不正之改方仕候ハ、急度及相談候  
事。

一伏見濱問屋荷附共当仲ケ間連名之外鶴印纏節貳品ニ限

直買仕候。荷物着仕候儀有之候ハ、相互ニ心ヲ附精  
々吟味仕候而惣代方江相届可申事。

一休札有之讓請度候ハ、惣代方江相届差図之上讓請可  
被申候。尤為顔合振舞料白銀拾枚出銀可被成候事。

一勝手ニ付休札相成候ハ、惣代方江前年御預印札料銀  
百目相渡シ可申候事。

一仲ケ間一統申合相定候上我尽之儀決而仕間敷事。

右之条之趣無違背急度相守何事不寄勝手之儀不致正路  
取計可仕候。若万一心得違荷物等隱置不正之取扱被成候  
ハ、三店表江相届直買差止メ仲ケ間相除キ可申候。為  
後日連印依而如件。

安政二年卯正月

鶴印纏節直買仲ケ間

惣代 團

近江屋徳藏殿

(史料六) 買請證文之事 (國立國文学研究資料館所蔵)

一此株屋久吉与申仁、其許殿ニ而每朝魚買請渡世相統仕

候。然ル上者銀高何程成共御壳掛被成下候共、我等請

負申候処衷正也。御究之通月々内上り銀仕、六十日毎

ニ仕切皆済之趣無遲滯急度為致可申候。万一久吉義不

慮之儀御座候歟、又者不埒に仕候ハ、右本人ニ不抱

請人之我等ニて右魚代銀早速ニ相弁へ急度仕切勘定無

相違仕可申候。尤幾年御壳掛被成下候共、此證文ヲ以

我等請人ニ紛無御座候。為後日之買受依而如件。

安政六年

卯六月

三條通白川橋東入ル

請人 尾張屋藤兵衛 ㊦

健仁寺五条下ル

買主 柀屋 久吉 ㊦

三店魚問屋

年寄

万代五兵衛殿

錦店魚問屋

大坂屋八兵衛殿

(史料七) 半季奉公人請狀之夏

(豊田又造家所蔵)

一但馬紀ノ崎郡豊岡喜八郎悴喜之助与申者我親類御座候

ニ付、諸事請人相立其許殿江半季御奉公差遣申候処衷

正也。尤当三月ノ半季御給銀七貫文ニ御定被成下忝承

知罷在候。

一從 御公儀様被為 仰出候御法度者不申及、御家御作

法堅為相守可申候。且此者宗旨者禪宗ニ而別紙寺請狀

我等方ニ而預リ置申候。扱又奉公中引負欠落等仕候ハ

、早速吟味仕紛失之品取揃相渡御損難懸申間敷候。

其外右喜之助儀ニ付仮令如何躰之六ヶ敷出入出来候

共、我等方江御案内次第即日罷越埒明相捌其方殿江少

シ度御難掛申間鋪候。将又右喜之助儀病氣差起候ハ、

直様此方江引取養生介抱等可仕候。自然此者季重ね相

動候共此請狀ヲ以幾年ニ而茂我等請人ニ相立可申候。

為後日半季奉公人請狀仍而如件。

安政七 申年三月

新柳馬場二王門下ル

乍親代請人

駒本屋与右衛門 ㊦

奉公人 喜之助

申十九才

御世話方中

(史料九) 一札 (田中弁之助編『京都市中央卸売市場誌』中

錦小路麩屋町西入

篇 昭和二年、京報社)

伊豫屋又兵衛殿

(史料八) 借用申一札之事

(豊田又造家所蔵)

一金拾八両也 但し利足月

七朱定

右者魚仲買仲ヶ間借財有之無抛致返金候ニ付、其元講金借用致濟方致候。金子槌ニ請取申候処実正也。講金御入用之節者連印之者ノ何時ニ而茂急度返済可申上候。為後日之借用証文依而如件。

一此度某所生産其外輸出の内当分見込の品魚類青物干物類問屋送り込み商法相立捌方致度候に付、魚類の儀者伏見横大路村両所には迄仕来候荷付問屋に相任、京都三店魚問屋え荷物割振差送り可申、尤も三店問屋の外直売等者不致候間、其御趣を以て御政府様に願上候に付、此段御承知置可被下候。依而一札如件。

明治四年辛未二月

某 某 ㊦ ㊦

平野屋新兵衛 ㊦

三棚魚鳥商社肝煎中殿

文久二戌年八月

小倉屋長兵衛 ㊦

(史料一〇) 定 (国立国文学研究資料館所蔵)

伏見屋庄七 ㊦

一今般魚仲買会社与唱人数相定貳百五十人上ミ中カ下モ

蓮根屋治郎兵衛 ㊦

三組ニ分ケ頭取三人相定并ニ年番行司取極ノ可申候事。

伊勢屋平兵衛 ㊦

一会社一統実意を以相交懇情を尽し、別而商業出精無油

元錦講

断相助、且家事向儉約ニ取締可被致候事。若商法不

宜敷或者出精不致敷、又者不取締之商ひ致候もの之在之候ハ、互ニ心を附ケ右等之人有之候節ハ、教諭を加

ヘ相改させ可申、万一不相用人有之候ハ、其旨問屋江可申出候。左候ハ、情実取調於無相違ハ問屋取引差止メ可申候事。

一 魚仲買会社中勤業のため規則改正歩引、且亦入金ニ日歩等相定候義問屋中格別之厚意を篤与承知いたし、別紙規則之件ニ無違失相心得可被置候事。

一 今般取調之上人数総計相定名前帳面仕立可被差出候。

然ル上者狼ニ増加すべからず。尤名前帳面之外ハ歩引一切無之事。

一 節季揚ケ金規則之高ニ不足之人ハ其旨問屋より頭取ヘ可申入候間、手元取調不都合無之様可被成候事。

一 仲買会社之内問屋勘定相滞皆済難出来候人有之候節ハ、頭取ヘ可申入候間、早速取調次第柄委細ニ問屋ヘ申出示談方行届候様取計ひ可被成候事。

一 仲買会社之内問屋勘定相滞候節示談方相整候而残金崩

ノ済ニ相成候節ハ皆済相成候迄者、貳歩之引方問屋江相預ケ置濟方ニ差入申候事。

一 問屋勘定難出来候人ハ住処名前書記し張札可致候事。

一 仲買会社中之名前を以外人買継之人市立いたし候義以來一切禁止之事。

一 以來新規仲買出来候節ハ無更ニ五ヶ年を経而猶取調之上差問無之候得者、会社中江差加ヘ可申候事。

一 問屋奉公人無更年季相動中買ニ相成候ものハ直ニ会社中差加ヘ可申候事。

但中途ニ暇乞中買ニ相成候ものハ無事五ヶ年経候而取調之上、差問無之候得者会社中江差加ヘ可申候事。

一 月掛積立金之義者毎月八日迄ニ取揃、頭取より問屋方ヘ差出し可申候事。

但積立金之義者当分先ツ壹ヶ年之間問屋ヘ相預り可申候事。利足之義者月六朱定。

右之通篤与承知可被置、商業勉強可被致候事。

明治五壬申年十一月

問屋中 ㊦

(史料二) 今般改規則 (國立國文學研究資料館所藏)

一節季入金高貳步引之事。但壹圓ニ付貳錢之割也。

一節季入金之義通ひ表ハ高ニ八步方可被成事。八步已上

者隨意。

但し正味物ハ節季毎ニ皆濟勘定之事。

一正味取引之部

干鳥賊類 鱈節 身欠 棒鱈 かづの子 干貝類

海苔 素麵

右之品正味売節季毎ニ皆濟之事。

一節季揚ケ入金定日左之通

毎月卅一日 一日 二日 三日

但小ノ月ハ卅日 一日 二日 三日

但二月ハ廿八日より。閏二月ハ廿九日より。

右日限相後レ候ハ、一切步引無之事。

一仕切皆濟之義

五月廿日

九月廿日 當日市休

一月廿日

右當日無相違可被來候事。若無拋差問在之候節ハ翌

日無遲滯可被來候事。

兩日ニ來人ハ

五日仕切之節ハ四月節季入金高步引無之事

九月同 八月節季右同断

一月同 十二月節季右同断

一仕切勘定之節日記引無之分者一切引不申候事。

一前金差入之分者金拾兩ニ付永五分之日歩之事

一金名(カ)ニ而取引之分者金を以差入可被成候事。

一銀名を以取引之向ハ錢差入之義ハ勝手次第之事。

一是迄之錢売ニ而歩引之廉廢止之事。

右之通今般相改候ニ付、已後其心得を以取引可致候。已

上。

問屋中 ㊦

明治六年三月

書面之趣認可候事

明治十七年十二月十八日

京都府知事北垣国道代理

京都府大書記官尾越蕃輔 印

組合規約

明治十六年四月本府甲第十九号布達ニ基キ同業者協議ヲ以テ各条歎盟約スル左ノ如シ。

第一章 組合名称

第壹条

本組ハ上下京区ノ魚鳥商ヲ結合シ魚鳥商組合ト称シ是ヲ上中下ノ三部ニ分ケ上組中組下組ト小別ス

但シ取締方ヲ區別スルモノニテ地方ニ於テハ区分セザル者トス

第二章 組合役員并ニ撰挙法及ヒ其職務権限

第貳条

本組ハ左ノ役員ヲ置キ組合公同ニ関スル事務ヲ処弁セ

全組ニ

組長 一員

副組長 二員

上中下各部ニ

幹事 貳員宛

組長ハ組合公同ニ関スル一切ノ事務ヲ總括シ組會議決ノ旨趣ヲ履行スルノ措置ヲ為スベシ又急務事件アルニ當リ其意見ヲ以テ臨時会ヲ開クヲ得ヘシ又商工總會ノ節本業ノ總代トナリ臨会ス副組長ハ組長疾病事故アル時ハ之レガ代理ヲ為スヘシ

幹事ハ其部ニ係ル同業者ノ開廢等ヲ取扱ヒ該人ヲシテ組長エノ手続ヲ得セシム又組員中転居ノ節ハ其都度組長ヘ報告スヘシ

第三条

役員ヲ撰挙スル方法ハ組員ノ投票ヲ以テ其多数ニ得タル者ヲ挙ク投票同数ナル時ハ年長ヲ取り均年ナル時ハ

抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第四条

役員被選者滿三十年以上ノ男子ニ限ルベシ

第五条

役員任期ハ滿一年トシ毎年一月ヲ以テ改選交換ス改選

ノ際猶從前任者ヲ再選スルヲ得

第六条

役員ハ同業社会ノ義務タルコナレハ俸給ヲ不附与

第三章 組合役員及組合姓名人居所

第七条

役員ハ組員ノ姓名居所ヲ記載スル簿冊ヲ調製シ役員組

員ノ進退等ヲ明記シ一目瞭然タラシメ甲第十九号布達

但書ノ旨ニ從ヒ役員組員ノ姓名居所ヲ府庁ニ開申スヘ

シ

第四章 組合ニ係ル經費收支方法

第八条

組合ニ係ル經費ハ壹ヶ月毎壹戸ニ金三錢ト定メ六ヶ月

宛毎年一七兩月ニ前徵シ毎年定期会ノ節決算ヲ報告ス

但シ決算ノ過不足ヲ生スル片ハ組会(マツ)ノ議決ニ依リ取

扱フ者トス

第五章 開廢業者取扱方法

第九条

開業者ハ本組ニ加入スルコトヲ得又營業願書ニ組長ノ奧

印ヲ請クルコトヲ得

但シ加入ヲ望ム者ハ組長ヘ申出ヘシ組長ハ名簿加盟

シ組員中報告スヘシ

第十条

廢業者ハ先其部ノ幹事ヲ歴テ組長エ申出廢業願書ノ奧

印ヲ請フヘシ

第六章 集議方法

第十一条

集議ハ毎年春季之ヲ開キ組合中營業上利害得失及ヒ事

務取扱ノ順序等ヲ議ス又議員ハ全組中ヨリ三十名投票

ヲ以テ之ヲ定メ議員ニ充ツ



但シ議員ハ滿廿年以上ノ男子ニ限ルヘシ

會議ノ決ハ會員過半数ノ賛成ニ依テ議決ス

但シ議員ノ任期ハ三ヶ年トシ總會ノ片改選セシム又

前任者ヲ再選スルヲ得

## 第十二條

議長副議長ハ議員中ヨリ公撰スルモノトス

但シ正副議長ハ俸給ナシ

## 第十三條

正副議長ノ任期ハ一ヶ年トシ毎年總會ノ片更ニ改撰セ

シム

但シ前任者ヲ再撰スルヲ得

## 第七章 附則傭人取扱方法

## 第十四條

凡同業ハ職工商人ニシテ総テ傭人ハ幼年ノ頃ヨリ其工  
商ノ道ニ教授スルモノナレハ修行中傭主ノ承諾ヲ不得  
シテ恣ニ傭主家ヲ脱シ或ハ惰勤不行跡ニ拠テ放逐スル  
者ハ組合中一般決シテ傭入ル可カラズ

但シ後傭主ヨリ前傭主ヘ照会ノ上熟談ヲ遂クル向ハ

此限ニアラス

## 第十五條

雇人勤続滿期ニ至リ別居ノ際同業ヲ營者ハ前雇主家ノ  
承諾ヲ得ル者ハ則組合中ニ加入スルヲ得ヘシ仮令同  
業組合ニ加入スルトモ前雇主ニ関スル營業上ヲ抵抗妨  
害シ前雇主ヲ圧倒スル者ハ組會議決ノ上五圓ヨリ不  
少三拾圓ヨリ多カラザルノ違約金ヲ出サシムルヲアルベ  
シ

## 第十六條

前各條ノ如ク同盟規約スル上ハ互ニ親睦ヲ厚クシ同業  
商勢ノ倍々隆盛ナラシメンコトヲ企望ス又此規約ヲ交換  
加除スル片ハ組會ノ議決ニ依リ開申認可ヲ得テ履行ス  
ルモノトス  
自然此條規盟約ヲ違背スル者ハ組會議決ノ上五圓ヨリ  
不少三拾圓ヨリ不多ノ違約金ヲ出サシムルヲアルベシ  
前頭ノ條々盟約確守候也。

明治十七年十二月十二日

魚鳥商組合

(史料一三)

(国立国文学研究資料館所蔵)

紙)

天保八年

京都他所買塩屋株仲間式目帳

(表

天保八年 京都他所買塩屋株仲間式目帳
-----------------------

丁天保八年酉正月吉日

壹番

式目帳

他所買塩屋株

河原町組

一塩商売之儀ニ付 御公儀様被 仰渡候趣急度相守可申候事。

一天保午年十二月ノ元塩屋年寄益井市郎兵衛殿并年行夏

塩屋利右衛門殿同塩屋吉兵衛殿右三人乍役中先(ア)概取締

有之候定法相背不取計被致候趣承り、早速右役中へ他所買塩屋株内ノ両三人罷出段々相糺候処、存外之返答被致、其尽捨置候而者他所買株一統之なおれニ相成候ニ付、四ヶ所評儀相立候上ニ而年寄益井市郎兵衛殿返答承り度旨段々及懸合候処、元塩屋株一統相談不相立延引ニ相成、然ル処翌未年十二月十六日元塩屋株之内老分八文字屋安兵衛殿并近江屋仁兵衛殿其外両三人他所買組々行事方へ罷越、年行事不取計之段甚々(ア)以申訳無之由ニ付依之數度及懸合候処、則去ル申年七月廿日於三本木兼中席右老分衆中被申聞候処、何分右年行事利右衛門殿吉兵衛殿今般退役為致候間、不取計之一件老分共江實請度旨段々被申入、依之他所買行事中承知之上先概(ア)被定置候定法相改四ヶ所組々へ御渡可被下趣、同月廿五日於右席取締候ニ付、元塩屋株他所買株共一鉢之儀ニ相改則一札取置以來不寄何事立会之上諸事取締一切我意之儀不仕正路第一之上一同和順之事。

一元塩屋衆中へ寄合之御案内有之候節者行事無油断立会

可致候。萬一無拋義有之節者組内ニ而代人罷出候事。

一組行事者兩人ニ而相勤可申候。尤每年正月初寄参会、

其砌相改、年寄江先役ノ相届可申候事。猶又其節元塩

屋年行事退役有之哉相尋候事。

一行事替リ之砌者組内一統立合、別稱定法書諸用書相

改、次行事ノ先行事江品数箱預リ請取書取置可申候事。

一每度申合候通寄合之節者無不參罷出可申候。萬一御差

支等有之候節者行事衆迄御断可有之候。且又火急ニ相

談相定度候節者四ヶ所多分ニ付、寄合候者ニ而組合一

統之治定可致候事。

一当組内株付替讓之砌者元塩屋役中入用者勿論之事ニ

候。猶又当組元塩屋年寄ノ不寄何事申来候共、組行事

ノ案内無之候儀者其俣捨置候事。

一当組内臨時諸入用者二季勘定之節取集メ可致候事。

右之条々々急度相守可申候ニ付蓮印(マ)如件。

志方屋萬蔵

天保八丁酉年三月

塩屋小兵衛

塩屋 伊助

丸屋 庄助

伊勢屋新十郎

河内屋治兵衛

近江屋勇助

大和屋作次郎

菱屋勘兵衛

八尾屋三右衛門

山口屋市兵衛

近江屋源五郎

越後屋源助

山崎屋萬助

近江屋平兵衛

近江屋平次郎

近江屋藤兵衛

塩屋平次郎

升屋九兵衛事改  
近江屋九助

貳番塩仲間定法書一札

定

一 当仲間中売込場所之儀者往古々市中上辺ニ而者東ハ寺町通々西者堀川通迄南者下長者町々北者野迄

辰巳口ニ而者松原通々五条橋通迄之間者東之端々西者

加茂川筋迄

又五条橋通々伏見黒門迄之間者東端々伏見海道筋迄、

右者仲間一統之売込場所ニ付、株持之仁有之候而者仲

間中之差支ニ付、右場所々他所買株譲リ請度旨何方

申来候共、前々々申合之通株譲リ替不相成候事。

一 塩仲間繩張定法之儀者前々々定之通株持有之候町内

四町四方相除候而附替可致事。勿論右繩張ニ相外レ有

之候場所ニ而茂差支之仁江者決而付替致間敷候事。尤

以来株譲リ替之節者組者不及申、外組々之行事衆中迄

相達し、差支之有無得与承リ糺、仲間一統承知得心之

上可致付替事。

一 鷹ヶ峯口之儀者他所買株者不及申、地買仲間ニ至迄加

入致度趣申来リ候仁有之候共、以後者一切相渡不申候事

一元塩屋株他所買株塩仲ケ間者一鉢之儀ニ付、不寄何事

四ヶ所立合之上取計可致候事。

一 他所買株附替之砌者元塩屋役中奥印之節者他所買組行

事立合之上調印可致候事。

一 地買仲間加入有之候節者、年寄々其組之行事へ相達し

承知之上加入之取計可致事。

年寄 印

天保七年

年行事 印

申七月

河原町組

他所買塩屋株中

天保九年戌十一月五日年寄益井市郎兵衛殿退役被致、後役之儀者我等へ相動候ニ付、前文之趣相達無無(衍字)之候。依

而奥書如件。

元塩屋年寄

天保九年

御山直次郎

安居院組 印

松原組 印

戌十二月

年行事

河原町組

拾貳番

河原町組

他所買塩屋株中

一札

三番酉三月吉日

為取替一札之事

一先槻仕来り候定法書有之候得共、猶又此度元塩屋年寄  
并年行事の定法書相改天保七申年七月一札取置候ニ付  
、相互ニ急度相守可申候事。

一御役所様江塩相場直段御願申上候而相極候節者、相互

ニ正路ニ可仕候。萬一申合候直段ニ相背候敷又者不寄

何事仲間差支我意立申仁有之候節者、四ヶ所江申通立

合之上定法申合通取計可致候。依而組々為取替一札如  
件。

一元塩屋年寄益井市郎兵衛殿儀此度年寄役儀退役被致候  
ニ付四ヶ所相談之上、我等へ年寄役儀相勤呉候様被仰  
聞承知致、然ル上者三塩支配塩筋萬端取計可仕義御座  
候。依之仲間中古来仕来候定法書之通無相違急度相守  
新槻成儀決而被致間敷候。勿論於我等も急度相守可申  
候。若心得違之仁有之候節者相談之上古来仕来候定法  
之通取計可仕候。依而如件。

元塩屋年寄

天保九年戌十一月

御山直次郎

印

先役

益井市郎兵衛 印

天保八酉年三月

出水組 印

年行事

塩屋四郎兵衛 印

老分

近江屋仁兵衛 印

他所買四組

御行事

御衆中

前文之通四ヶ所へ一札取置候。則一通ニ付当組内ニ預リ置候。依之預リ一札之写相渡し置候事。

出水組 三文字屋久兵衛 印

八文字屋伊兵衛 印

十三番

一札

一大黒屋忠兵衛へ他所買株譲り替、是者松屋新五郎他買仲間へ加入之節元塩屋一統心得違之儀有之候ニ付、他所買御一統御申込之一儀元塩屋中相談致候処、御申入之儀一統承知致罷在承り候処、此度松屋新五郎義心

得違之儀有之候ニ付、定法之通印札仲間江差出し候様  
(衍字)  
申付候得共、何分彼是申立我意而已申張候故、此儀如何与存候ニ付相考候処、元塩屋内塩屋利右衛門殿義新五郎と同腹ニ相成被申候ニ付、弥新五郎義段々相募り候故、不得止事乍恐

御上様江御苦勞懸候。依之仲間一統混雜仕、依之他所買衆中此後右様之儀共被致候仁有之候ハ、如何候哉之旨御尋之段御尤ニ存候。若此後左様之仁も有之候ハ、定法通相談之上耽与取計可致候。乍併右之仁義昨年々寄合之度毎々廻状相廻し候得共、於今ニ一度も出席無之候。此義者前段之趣有之候故与相心得居申候。若此後右之仁寄合ニ出席被致候ハ、其節御一統相談之上急度取計可致候。為後日一札依如件。

天保七年 益井市郎兵衛 印  
申九月日 年行事 印

他所買塩屋株

御一統衆中

天保九年戌十一月五日年寄益井市郎兵衛殿退役被致、後  
役之儀者我等相勤候ニ付、前文之通相違無御座候。依而  
奥書如件。

天保九年

年行事

印

戌十二月

他所買塩屋株衆中

前文之通四ヶ所江一札取置候。則尅通ニ付当組内ニ預リ  
置候。依之預リ一札之写書相渡し置候事。

出水組

三文字屋久兵衛

印

八文字屋伊兵衛

印

十四番本紙者当組内有写し三ヶ所へ相渡候事。

天保十亥九月改

行事

近平

いせ新

定

一元塩屋株貳拾四軒之儀者往古々塩筋萬端致取計候株ニ

付、因縁無之仁江譲り替等不相成株ニ候得者、勝手俣

ニ売買いたし候儀決而不相成候間、此段仲間一統可被

致承知候。若名前相続人無之節者、株証文印札并掛板

共仲ケ間年寄方へ預ケ置可被申候事。

一他所買株所持之分若塩屋商売被相止メ候節者、株証文

印札并懸板共年寄方へ持參被致候ハ、定之通株料相

渡し可申候。若内分ニ而被致應對譲り引等被致候ハ

、株証文ニ奥印不致候儀ニ付、消株同様ニ候間、此

段致承知可被置候事。

一仲間株証文印札ヲ以別当ニ差入候儀一切不相成候儀ニ

付、右之趣不相用勝手ニ尽ニ株証文杯質物引当等ニ差

入金銀借入被致候ハ、消株ニいたし候間、右躰之儀

堅く被致間敷候。先規々仕来り候定法之通株証文印札

并掛板共年寄方へ持參可被致候。是又定之通株料相渡

し可申候事。

右ヶ条之趣此度再改致相渡置候間、心得違無之様急度相

守可被申事。

文政十三寅年

元塩屋

四月

年寄

印

同

年行事

印

他所買塩屋株

衆中

天保九年戌十一月五日年寄益井市郎兵衛退役被致、後役之儀我等相動申候ニ付、前文之趣相違無御座候。依而奥

印如件。

元塩屋年寄

天保九年

御山直次郎

印

戌十二月

同

年行事

印

他所買塩屋株

衆中

(史料一四)

証文之事

一塩他所買仲ケ間

右者今般仲ケ間就 御再興其許塩他所買渡世ニ紛無之候。永世相続可被致候。仍而証文如件。

元塩屋年寄

嘉永七年甲寅正月

御山直次郎

印

炭屋次郎兵衛殿

前書之通相違無御座候。

以上。

年行事

塩屋三右衛門

印

近江屋仁兵衛

印

糀屋五兵衛

印

柏屋嘉兵衛

印

三文字屋久兵衛

印



右年寄役年限就相濟候後役東 御役所様奉願上、先規通

被仰渡候。前書之通相違無御座候。以上。

(史料一五)

(國立國文学研究資料館所蔵)

定

元塩屋年寄

一塩商売之儀ニ付從

安政四年巳四月

西番辻三右衛門

御公儀様被 仰渡候通仲ヶ間定法之趣往古々仕来之通

同 四ヶ所

急度相守可申候事。

年行事

㊦

一塩相場立直之儀跡直之節者互ニ聞合時之相場を以、直

右就年限中西 御役所様江退役御伺奉申候処、御聞濟ニ

相成諸事先規之通被仰渡候。前書之通相違無御座候。以

上。

元塩屋年寄

一塩売込代銀相滞有之候方江者相對濟候迄一同取引致間

安政四年巳十月

宇野田清造

㊦

鋪候事。

同 年行事

一計売之儀者升之口減不申様正路ニ商ヒ致、且升目メ減

大和屋宗七

㊦

安直ニ仕成シ立札ニ直段ヲ記、又者札廻シ等不仕勿

丸尾屋嘉兵衛

㊦

論、荷売之塩商人町々直段ヲ申前(虫捕)候儀致間敷候事。

関東屋治兵衛

㊦

一地買塩商人之儀塩仲ヶ間江加入無之方江者元塩屋他所

近江屋半治良

㊦

買塩屋ハ塩一切売渡申間敷候。万一紛敷次第有之候ハ

三文字屋久兵衛

㊦

、其向寄ハ急度相札可申、尤請買致度者ハ相札之上

差支無之候ハ、加入為致候上塩売渡可申候事。

一塩商売人在之候町内ニ而地買塩仲ケ間江加入被致候仁有之節者最寄承合之上差支無之様相互ニ致渡世可申候事。

一銘々召抱候奉公人之内暇差出候者同商売江召抱申間敷候。尤其主人無差構者ニ候ハ、届合召抱可申候事。

右之通前以申合之趣尚又今般致再改候。急度相心得可被申候事。

元塩屋

安政三年辰十一月

年寄

㊦

年行事

㊦

(注) 萬亀樓所蔵文書については、京都市史編さん所撮影の写真版によつた。豊田又造家、国立国文学研究資料館の史料は、自身の採訪による。写真版・原史料それぞれの利用を許された各位に深く謝意を表したい。

(附記)

再校の段階で、(史料一三)・(史料一四)・(史料一五)は、日本塩業大系編集委員会編『日本塩業大系史料編近世(三)』(日本専売公

社、一九七七年)の一一一六頁から一一三三頁に掲載され、解説が七四頁から七五頁にかけて記されていることを知つた。が、私の目標からすれば重複してもかまわないことになるはずだから、そのままにして置く。